

## 2026年度町田市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査実施方針

### 第1 基本方針

町田市では、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）の円滑かつ適正な実施を図るため、児福法に基づく認可を受けた家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業を行う者、支援法に基づく確認を受けた特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等（以下「施設等」という。）に対し、施設等の運営の適正化及び教育・保育の質の向上に主眼を置いて、指導を実施してきた。

また、施設等の法令違反、給付費等の不正請求、不適切なサービスの提供が明らかな場合には、社会福祉施設等の社会的使命への信頼維持、利用者保護を図るため、速やかに監査を実施することとしている。

今年度の指導監査においては、引き続き、施設等の運営が法令に照らして適切に運営されているか、児童の安全が十分に担保された質の高い教育・保育が提供されているかを含めて、次の重点項目を中心として指導を実施する。

### 第2 指導の重点項目

#### (1) 運営関係

##### ア 職員の状況

- ① 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。
- ② 職員の状況を適正に管理するため、雇用契約書、労働者名簿、出

退勤記録等が整備されているか。

③ 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に実施されているか。

④ 職員の資質向上のため、研修の機会を確保しているか。

#### イ 建物設備の管理及び安全対策の徹底

① 在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。

② 安全計画に基づく安全措置（研修及び訓練等）の実施並びに消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。

#### ウ 運営規程及び重要事項の説明

① 利用者の保護者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、支払を受ける費用に関する事項等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ているか。

② 運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担等の重要事項を施設内に掲示するとともに自動公衆送信により公衆の閲覧に供しているか。

### (2) 教育・保育内容関係

#### ア 教育・保育の状況

① 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重した適切な教育・保育が行われているか。

② 保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領並びに幼稚園教育要領に基づいて、全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

#### イ 児童一人ひとりに応じた教育・保育の徹底

① 児童の健康状態の把握が適正になされているか。

② 障がい又は食物アレルギーがある等の特別な配慮を必要とする

児童への対応が適切に行われているか。

ウ 健康・安全管理の徹底

- ① 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- ② 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- ③ プール活動・水遊び、園外保育時、送迎時その他保育中の事故防止に配慮しているか。
- ④ 上記①から③にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- ⑤ 食中毒・感染症（特にインフルエンザ、腸管出血性大腸菌O157、ノロウイルス、新型コロナウイルス）予防対策が徹底されているか。

(3) 会計関係

ア 適切な会計処理の徹底

- ① 会計基準等に従った適正な会計処理が行われているか。
- ② 計算書類等が適正に作成されているか。
- ③ 資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。
- ④ 施設等ごとの資金管理（積立資産を含む。）が適正に行われているか。（主に認可保育所）
- ⑤ 施設等に対する給付費等を適正に請求しているか。
- ⑥ 利用者負担額に加えて、上乗せ徴収や実費徴収を実施する場合、保護者から同意を得ているか。
- ⑦ 物品購入、役務提供等の契約は、経理規程及び関係通知等に基づき適正に行われているか。

イ 管理組織の確立

- ① 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。
- ② 資産管理が適正に行われているか。

### 第3 監査の重点項目

- (1) サービス内容に不正又は著しい不当がないか。
- (2) 施設等に対する給付費等の請求に不正又は著しい不当がないか。
- (3) 運営基準違反等の重大な基準違反はないか。
- (4) 書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。
- (5) 児童の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれはないか。

### 第4 関係機関との連携

- (1) 指導及び監査の実施に当たっては、東京都が行う当該施設等に対する指導及び監査と同日に実施するなど、必要な連携を行う。
- (2) 東京都が所轄する社会福祉法人及び当該法人が運営する施設等については、東京都が行う法人に対する指導及び監査と同日に実施するなど、必要な連携を行う。